

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）アクロスプラザ橿原

所在地 橿原市曾我町四五番一

二 橿原市から聴取した意見の概要

次に掲げる事項を遵守いただきたい。

1 環境関係

- (1) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。
- (2) 事業者は、工事を実施する際、公害を及ぼすと思われる付近住民に対し事前説明を行うとともに、公害が発生した場合は誠意をもって対応すること。

2 開発行為許可関係

- (1) 建築物の建築については、建築基準法に基づき事前に手続を行うこと。
- (2) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき事前に手続を行うこと。
- (3) 建築物の建築については、省エネルギー法に基づき事前に手続を行うこと。
- (4) 平成二十六年八月八日に橿原市開発指導要綱第十四条第二項の規定により交わした開発事業に関する協定書のとおりとすること。
- (5) 開発工事及び建築工事が建設リサイクル法による届出対象となる場合は、事前に届出を行うこと。

3 教育関係

- (1) 開発区域周辺は、真菅小学校、大成中学校、金橋小学校及び光陽中学校の児童及び生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等、児童及び生徒の通行の安全に万全の配慮をすること。
- (2) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。特に休日及び夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年健全育成に協力すること。

(3) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、PTA等から何らかの意見又は要望が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話し合いに応じること。

#### 4 その他

大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

#### 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

#### 四 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

#### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで